

入善土地改良区だより

広報 No.21

令和4年9月発行
入善土地改良区



みどり
水土里ネット
入善



社会学習「黒東合口用水に学ぶ」
桃李小学校・ひばり野小学校
(令和3年9月28日)

今年は「空梅雨」、「酷暑」という異常気象の中、水管理・農作業等のご苦勞も多かった事と推察致します。
いよいよ収穫の秋となりましたが、「第7波」に見られるように、コロナウイルス感染症の終息が見えず、社会経済情勢に、依然として、ダメージを与え続け、「外食・中食」も減少し、「米消費」にも大きな影響が及んでいます。

少子高齢化による「縮小する日本人の胃袋」は、今後、毎年10万トンの「米消費」の減少を予測し、米価の下落という悪い連鎖となっています。また、「燃油・資材・肥料・飼料」が高騰し、「円安」が更に拍車を掛けており、政府においても、対策に取り組んでいます。

「収入減少」、「費用上昇」という厳しい現状の中、国民の「食と命」を守る緊急的農政が求められる一方、「食糧安全保障」、「米・農作物の輸出」等、腰を据えた政策の実現も図る必要があります。「食」を産み出す「水・土・里」の維持・発展に向け、土地改良事業に引き続き取り組んで参りますので、引き続きの組合員の皆様方のご理解をお願い致します。

理事長 上田 英俊

入善土地改良区の概要

住所：〒939-0642 入善町上野 798-1
電話：0765-72-2221
設立年月日 平成14年4月1日
受益面積 3,620.8ha
組合員数 3,688名



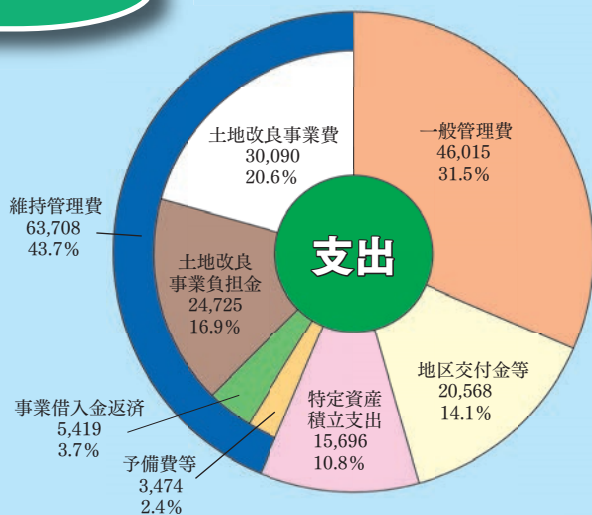
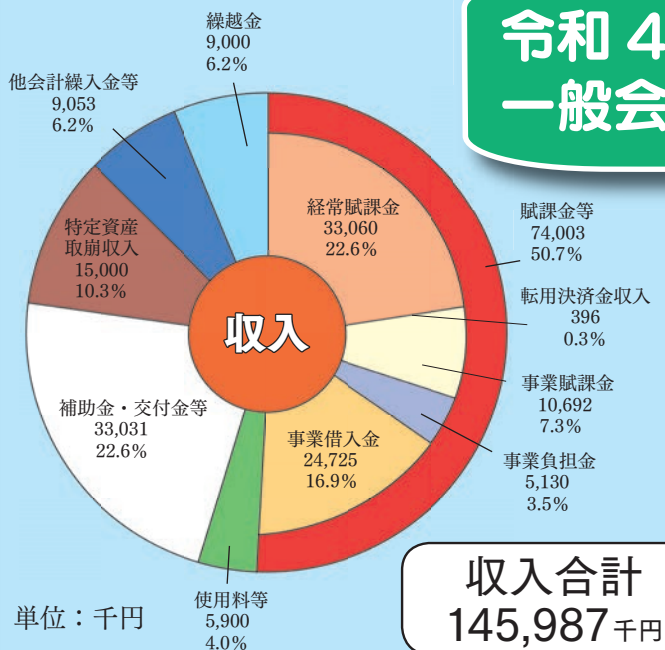
通常総代会

令和4年3月12日、第21回通常総代会を開催

- 令和3年度予算の補正
- 令和4年度事業計画及び予算の決定

令和4年度 当初 一般会計収支予算

支出合計
145,987千円



令和4年度 事業計画

県営農地整備事業	[入善北部地区]	水路改修等	1 式	20,000 千円
	[上田地区]	水路改修等	1 式	90,000 千円
	[青島]	水路改修等	1 式	125,000 千円
農業経営高度化支援事業	[入善北部地区]	事業推進事務費	1 式	100千円
	[上田地区]	事業推進事務費	1 式	100千円
	[青島]	事業推進事務費	1 式	100千円
水利施設管理強化事業	[黒部川沿岸地区]	多面的経費	1 式	1,820千円
		高度化経費	1 式	2,410千円
土地改良施設維持管理適正化事業	[上原、飯野、青木、東部地区]	水路改修等	1 式	10,800千円
県単独農業農村整備事業	[上原、飯野、小摺戸地区]	水路改修等	1 式	7,500千円

その他 地区内の土地改良事業によって造成された施設の維持管理を実施



財務状況 R4. 5.31 現在

		預金高 円	預金先
一般会計	一般	1,939,063	北陸銀行入善支店
		6,150,886	J Aみな穂中央支店
	計	8,089,949	

	預金高 円	預金先	
特別会計	農地転用決済金	9,781,522	J Aみな穂中央支店
	役員退任慰労積立金	467,208	J Aみな穂中央支店
	運営積立金	28,000,116	J Aみな穂中央支店
	備荒積立金	2,002,642	J Aみな穂中央支店
	地域用水環境整備事業	658,818	J Aみな穂中央支店
	計	40,910,306	

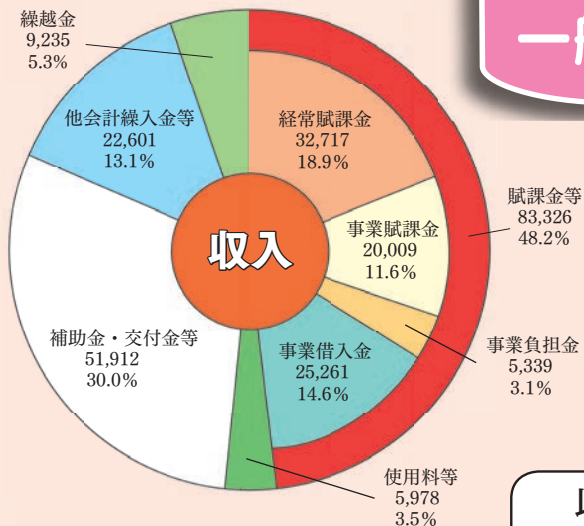


臨時総代会

令和4年7月9日、第23回臨時総代会を開催
 ○令和3年度の事業報告、収支決算を承認
 ○令和4年度予算の補正等を承認

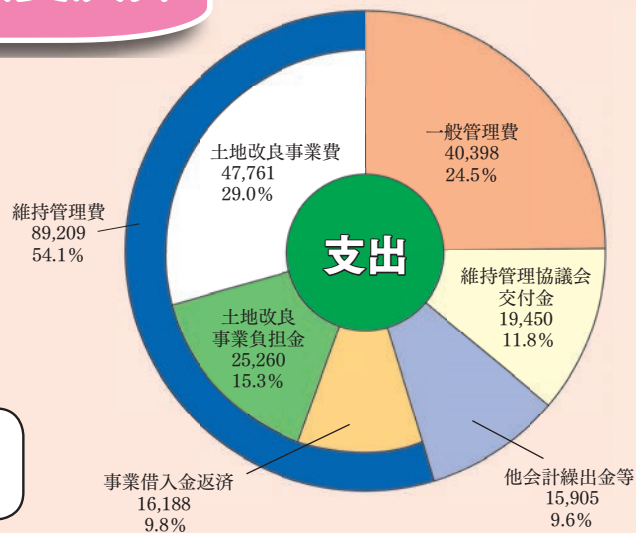
令和3年度 一般会計収支決算

支出合計
164,962千円



単位：千円

収入合計
173,052千円



梶山地区において、「農業用水路安全対策ワークショップ」が開催されました。
 地域の皆さんと危険箇所を確認し、さまざまなご意見を頂きながら検討しました。
 (令和3年10月)



新役員の皆さん



被選任区	理事 19名		
第1区	舟川松成	田中 茂	
第2区	杉原和夫	目澤孝一	
第3区	塚田敏郎	屋木秀夫	囲 芳範
第4区	高澤三男	森下和紀	
第5区	城崎久満	福沢保雄	
第6区	坪野和夫	村中輝久	白又正明
第7区	百石敏明		
第8区	扇原賢一	林 徹	
第9区	松田 勉		
学識経験者	上田英俊		

被選任区	監事 3名
第1区	永原隆俊
第2区	
第8区	
第9区	野坂宗永
第3区	
第4区	中易雅人
第5区	
第6区	
第7区	

○理事長に上田英俊氏を互選

○総括監事に中易雅人氏を互選

農業用水路への 転落事故に 気をつけて!!



県内の転落死亡事故のうち、
約8割は、65歳以上の高齢者です。
身近な末端水路でも事故が多く発生しています。

事故にあわないための

5つの心がけ!

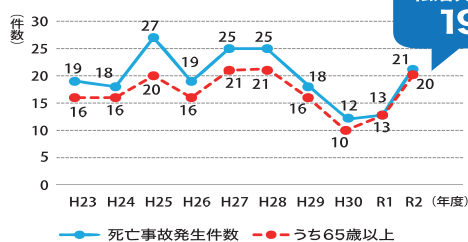
地域の
みなさまへ

5つの
お願い

- じ** 「自分は大丈夫」との意識を改め、
余裕を持った行動を!
- こ** 高齢者・子供たちとコミュニケーション
をとって、家庭内でも声かけを!
- な** 慣れた道でも、水路沿いは安全確認!
- く** 草刈りや、水管理など一人での作業は
極力避ける、周囲からの声かけで!
- す** 水路は昼と夜で危険度が違う、
暗いところは特に注意!

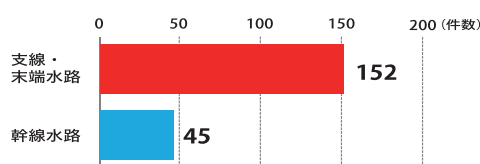
◆ 過去10年間の転落事故の状況 ◆

過去10ヶ年の転落死亡事故件数の推移



◆ 水路規模別の事故状況 ◆

幹線、支線・末端水路別転落死亡事故件数(H23~R2)



こんな時、届出が必要です。

入善土地改良区まで
連絡願います。

組合員の資格変更

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等に変更されません。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃借権、交換）
2. 死亡または生前贈与税等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所の変更
5. 賦課金の振替口座の変更

農地転用

（公共用地に買収された時も届出が必要）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、農地転用決済金を納付していただきます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと、賦課面積の変更は生じません。



土地改良施設の他目的使用の届出

土地改良施設（用排水路・農道等）を何らかの目的で使用する場合は『土地改良施設目的外使用承認申請書』を提出し、許可を得てから使用することになります。

1. 水路への蓋（橋）掛け
2. 工事に伴う水路敷使用
3. 工事に伴う管理道路使用
4. 電柱等の設置